# 宮城県デジタル化推進機器整備等補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　県は，ポストコロナ等による非対面・非接触などの企業活動の新たな環境下において，取引拡大等に向けた取組として有効となる，Ｗｅｂ等を活用した営業やオンライン商談といったデジタル化の推進に要する経費について，予算の範囲内において宮城県デジタル化推進機器整備等補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし，その交付等に関しては，補助金等交付規則（昭和５１年宮城県規則第３６号。以下「規則」という。）に定めるもののほか，この要綱の定めるところによる。

（補助事業者）

第２条　この要綱において，補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）とは，中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項に規定する中小企業者又は同条第５項に規定する小規模企業者のうち，次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1)　宮城県内に本店又は主たる事業所を有する者

(2)　製造業を主たる事業として営む者で，宮城県内に生産拠点を有する者

（補助対象事業）

第３条　補助金の交付対象となる事業は，次に掲げるものとする。

(1)　生産現場のデジタル化の推進に必要な機器等の整備

(2)　Ｗｅｂ等を活用した営業やオンライン商談等に必要な広告等の導入

（補助対象経費及び補助率）

第４条　補助金の交付対象となる経費は，別表１に掲げるもののうち知事が必要かつ適当と認めるものとし，その補助率及び補助限度額は，別表２のとおりとする。

（交付の申請）

第５条　規則第３条第１項の規定による補助金交付申請書の様式は，様式第１号によるものとし，その提出期限は，知事が別に定める日とする。

２　次の各号のいずれかに該当する補助事業者は，交付申請をすることができない。

(1)　補助金の交付対象となる事業について，国又は市町村等の補助金を受ける場合

(2)　暴力団排除条例（平成２２年宮城県条例第６７号）に規定する暴力団又は暴力団員等

(3)　県税に未納がある者

３　知事は，前項第２号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について，県警本部長あて照会することができる。

（申請の際の消費税及び地方消費税）

第６条　補助金の交付を申請しようとする補助事業者は，規則第３条第１項の申請をするに当たっては，当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費

税及び地方消費税に相当する額のうち，消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし，申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては，この限りでない。

（交付の決定）

第７条　知事は，規則第３条第１項の申請を受けたときは，その内容を審査し，補助金を交付すべきものと認めるときは，補助金の交付決定を行うものとする。

２　知事は，前項による交付の決定を行うに当たっては，第６条により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては，これを審査し，適当と認めたときは，当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

３　知事は，第６条のただし書による交付の申請がなされたものについては，補助金に係る消費税等仕入控除税額について，補助金の額の確定において減額を行うこととし，その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（交付の条件）

第８条　規則第５条の規定により付する条件は，次のとおりとする。

(1)　補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては，様式第２号により知事の承認を受けること。ただし，補助事業の内容の変更が軽微であって，補助事業に要する経費相互間の２０％以内の変更にあっては，この限りでない。

(2)　補助事業を中止し，又は廃止する場合においては，様式第３号により知事の承認を受けること。

(3)　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては，様式第４号により速やかに知事に報告し，その指示を受けること。

（補助事業の経理等）

第９条　補助事業者は，補助事業の経費については，帳簿及び全ての証拠書類を備え，他の経理と明確に区分して経理し，常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

２　補助事業者は，前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後５年間，知事の要求があったときは，いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（実績報告）

第１０条　規則第１２条第１項の補助事業実績報告書は，様式第５号によるものとする。

２　前項の報告書の提出期限は，補助事業の完了若しくは廃止承認の日から２０日を経過した日又は交付の決定のあった年度の１月３１日のいずれか早い日までとする。

（実績報告に係る消費税及び地方消費税）

第１１条　補助事業者は，規則第１２条第１項の規定による実績報告を行うに当たって，当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には，当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の交付方法）

第１２条　補助金は，規則第１３条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし，知事は，補助事業の遂行上必要と認めるときは，規則第１５条ただし書の規定により概算払により交付することができる。

２　前項ただし書による補助金の概算払で補助金の交付を受けようとする補助事業者は，様式第６号による補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。

（消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第１３条　補助事業者は，補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には，様式第７号により速やかに知事に報告するとともに，知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（財産の管理及び処分等）

第１４条　補助事業者は，補助事業が完了した後も補助事業により取得し，又は効用の増加した機械等（以下「財産」という。）を，善良な管理者の注意をもって管理するとともに，補助金交付の目的に従って効果的に運用しなければならない。

２　規則第２１条第２号及び第３号の規定に基づき知事が定める処分を制限する財産は，取得価格又は効用の増加価格が５０万円以上の機械，重要な器具その他の財産とする。

３　補助事業者は，規則第２１条の知事の承認を受けようとするときは，様式第８号による財産処分承認申請書を知事に提出しなければならない。

４　知事は，規則第２１条の規定に基づいて財産の処分の承認をした場合において，当該承認を受けた補助事業者が当該承認に係る処分により収入があったと認めたときは，当該補助事業者に対して，その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させることができるものとする。

（成果報告）

第１５条　補助事業者は，当該補助事業に係る成果等について，補助事業年度終了後の翌年度９月３０日時点における成果を翌月２０日までに，３月３１日時点における成果を翌月２０日までに，様式第９号により，知事に報告しなければならない。

（成果発表）

第１６条　知事は，当該補助事業に係る成果等について，補助事業者と協議の上，成果発表等を実施できるものとする。

（その他）
第１７条　この要綱に定めるもののほか，本事業の実施等に関し必要な事項については，知事が別に定める。

附　則

この要綱は，令和３年４月２６日から施行し，令和２年度予算に係る補助金に適用する。

別表１（第４条関係）

| 経費区分 | 内　　　容 |
|---|---|
| **機器等整備費** | **生産現場のデジタル化の推進に必要な機器等の購入，製作，改良又は据付けに要する経費** |
| | **生産現場のデジタル化の推進に必要な通信設備等の整備に要する経費** |
| **広告等導入費** | **自社が保有する技術等のＰＲ動画の作成に要する経費**<br>・技術力や主力製品等のＰＲ動画の作成に要する経費<br><br>注）動画等の作成を外注した場合の経費のみ対象とする |
| | **自社ホームページ等の改修に要する経費**<br>・アクセシビリティ向上等のためのホームページ等の改修に要する経費<br><br>注）ホームページ等の改修を外注した場合の経費のみ対象とする |
| **技術指導受入費** | **整備した機器の操作等に必要な技術指導の受入に要する経費**<br>・外部からの技術指導に要する経費 |
| **その他の経費** | **生産現場のデジタル化の推進に当たって，特に必要と認められる経費** |

別表２（第４条関係）

| 補助率 | 補助限度額 |
|---|---|
| ２／３ | 上限　３，０００千円<br>下限　１，０００千円 |